

石狩市共同募金委員会市地域助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、石狩市共同募金委員会（以下「本委員会」という。）が行う市地域助成の基準や手続きについて定めるものとする。

(助成対象団体及び助成対象事業)

第2条 助成対象団体は石狩市内で活動する団体で以下の条件の全てを満たすものとする。

- (1) 社会福祉を目的とした団体（法人格の有無は問わない）
- (2) 定款、会則、名簿等が整備され定期的な総会等が行われている団体
- (3) 非営利（営利を目的としない）、独立（政治・宗教・組合等の運動とはかかわりあいのない）、公開（運営組織事業内容等について情報開示を行う）の原則を満たしている団体

2 助成対象事業は、前項の団体が翌年度に行う具体的な福祉活動事業とする。

(助成対象外事業)

第3条 第2条で定める福祉活動事業であっても、以下の事業等は助成対象としない。

- (1) 市町村等他団体からの委託事業
- (2) 介護保険事業、自立支援事業
- (3) この助成が成されなかった場合実施しない事業
- (4) 営利性のある事業
- (5) 助成されたことが周知されない事業
- (6) 他団体・上部団体等が主催する研修会、大会への参加事業
- (7) 北海道共同募金会が実施する道地域助成の対象となる事業
- (8) 団体・組織運営事業

(助成対象外経費)

第4条 助成対象となる事業であっても、以下の経費は対象外とする。

- (1) 食料費（ボランティア活動で提供する食事の費用を除く）
- (2) 人件費
- (3) 負担金（関係団体や上部組織に対する会費など）
- (4) 宿泊費

(助成申請額)

第5条 助成申請額は助成対象事業（第2条第2項）の総額から助成対象外経費（第4条）並びに自主財源等他の財源を減算した額を上限とする。

(申請)

第6条 助成を希望する団体は、本委員会が定めた期日までに申請書を提出する。

(助成予定額)

第7条 本委員会は、提出された申請書類を基に次の各号を基本に精査し助成予定額を決定する。

- (1) 申請額は五千円以上、千円単位とする
- (2) 事業費用のうち、補助金等他からの財源を除いた額を補助基本額とする
- (3) 助成予定額は原則基本額の80%以内とし、申請額がその額を下回る場合は、その額とする
- (4) 助成する事業を、一団体につき3事業までとする

(助成金の交付)

第8条 第7条により決定した助成予定額は、北海道共同募金会の承認を経て助成額とし、翌年度4月以降(事業実施年度)に助成金を交付する。

(報告)

第9条 助成を受けた団体は、助成事業終了後、速やかに本委員会が指定した事業報告書類を提出する。

(情報開示)

第10条 本委員会は、助成の内容について広く市民に周知するとともに、関係機関、市民から求めがあったときには助成の可否にかかわらず申請内容、助成の決定過程等を開示するものとする。

附 則

この要綱は平成13年11月26日より実施する。

この要綱は平成14年12月17日より実施する。

この要綱は平成17年12月16日より実施する。

この要綱は平成19年12月12日より実施する。

この要綱は平成22年8月26日より実施する。

この要綱は平成23年8月31日より実施する。